

振動規制法による特定施設

1 金属加工機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ 機械プレス	
ハ せん断機	原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。
ニ 鍛造機	
ホ ワイヤフォーマーマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。
2 圧縮機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの に限る。
コンクリート管製造機械及びコン クリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの に限る。
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。
7 印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。
8 ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格 出力が30kw以上のものに限る。
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。